

回答書

2021年度－2023年度課題別研修「農業政策」コース研修委託業務（公示日：2021年7月9日）について、配布しました企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	説明書 P.5	第6 1. (3) 提出物 注記	「見積もり及びその算出根拠を提出」とあるが、この場合の「算出根拠」とは何を指すか（各見積項目の内訳?）。	見積書ファイル内の各内訳項目の内容が算出根拠となります。
2	別紙2 P.1	2. 研修施設	「業務従事者はJICA筑波実習棟内執務室を利用することが出来る」とあるが、これは準備の段階から利用可能であれば、使用出来るということか。	契約履行期間内の事前準備・事後整理期間に利用可能です。
3	同上	4. 技術研修期間	「本邦研修の場合、原則として土日、祝日は休日とする」とあるが、遠隔研修の場合参加する研修員の滞在国内における休日、祝日への配慮は必要か。	研修員がJICA事務所で研修を受講することも想定されるため、JICA事務所の祝日となる休日・祝日についてはご配慮ください。なお本案件ではJICA事務所の祝日はございません。
4	同 P.2	6. 研修監理員	本件につき、受託機関から配置の場合のメリット等の記載と共に受託機関から配置も可能か。	可能です。
5	別紙3 P.4	第3 2. (2) 5)	ここで言うこれまでの既存テキストというものがあれば、それをご教示頂くことは可能か。	ここでは出版されているまたは公にされているテキストを指していますが、JICAで指定する既存テキストはありません。
6	同上	第3 2. (3) 3)	事務管理者の数について、例えば遠隔期間中は2名など業務量に応じての提案で良いのか。	必要な業務量に応じてご提案ください。
7	同上	第3 3. (1) 2)	業務総括者の最終学歴については次項の様式（（2）業務総括者の経歴）（様式-9）に記載項目があるが、本項にも別途同内容を記載するということか。	ご理解の通りです。
8	別紙4 P.8	1. (1) 4)	再確認となるが、業務受託法人のJICA筑波までの交通費は、役職にある者、通常の職員に関わらず、すべて管理費からの支払いということかどうか。	研修業務受託法人の方の交通費は役職に関わらず管理費からの支出となります。交通費は1日の行程が100km未満の近距離移動の経費です。
9	別紙4 P.9	4. (1)	基本JICAの指定する業者とあるが、受託機関から提案の形もあると理解して良いか。	ご理解の通りで、ご提案いただくことが可能です。
10	その他	既存の日程表	過去3年間の本案件日程表（講師含む）は共有頂けるか。	過去3年間の日程表は共有可能です。講師名は個人情報保護の観点から共有できない場合もございます。

以上